

横浜市行政不服審査会答申
(第168号)

令和8年3月10日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「分割納付承認処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、生活保護を受けている審査請求人が、保土ヶ谷福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）から令和7年3月31日付けで就労収入認定変更等を理由とする保護変更決定処分を受け、生活保護費 136,332 円を戻入する必要が生じていたことにつき、処分庁に同年4月9日付けで分割（履行延期）申請（以下「本件申請」という。）を行い、処分庁から同月21日付けで分割納付承認処分（以下「本件処分」という。）を受けたところ、これを不服としてその取消しを求めるものである。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

本件処分に納得がいかない。

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 施行令第171条の6第1項柱書は、「普通地方公共団体の長は、債権（中略）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。」と規定し、第1号で「債務者が無資力又はこれに近い状態であるとき」、第2号で「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき」と規定している。本件処分は、審査請求人からの分割（履行延期）申請書を受理し、審査請求人の意向に沿い、かつ、施行令第171条の6第1項の条文の範囲内で行ったものである。
- (2) よって、本件処分は何ら違法又は不当なものではない。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

(1) 認められる事実

ア 処分庁は、令和7年3月31日付けで保護変更決定処分を行い（保生支第▲号）、審査請求人に戻入決定額が総額136,332円である旨を通知した。内訳は次のとおりである。

(ア) 令和7年3月分遡及額

-108,676円（生活扶助-81,708円、住宅扶助-26,968円）

(イ) 令和7年4月分遡及額

-27,656円（生活扶助-10,618円、住宅扶助-17,038円）

イ 処分庁は、令和7年4月9日、審査請求人及び同人の妹と面接を行い、戻入納付書が発行されたこと、及びその理由として市が妹の就労収入認定額を本来4月1日付けで認定すべきであったが、誤って3月1日付けで認定してしまったためであり、戻入は発生するが後日保護費の追加支給がされることを説明したところ、審査請求人が本件申請をした。

分割（履行延期）申請書には、「履行方法及び内容」として、「分割納入（28回）」及び「令和7年5月から令和9年8月までの間、毎月5,000円を、その月の月末までに納入します。ただし、最終月は1,332円」と記入されている。また、「申請理由」として、「一括では納付できませんので分割ならお支払いします。」と記入されている。

また、処分庁は、審査請求人及び妹に対し、上記ア(ア)において認定処理をする月を誤ったものについて、正しい月で認定した上で保護費の追加支給をすることを伝えた。

ウ 処分庁は、令和7年4月15日付けで保護変更決定処分を行い（保生支第▲号）、審査請求人に追給額が総額72,960円であること及び戻入決定額がない旨を通知した。

エ 処分庁は、本件申請に対し、令和7年4月21日付けで本件処分を行った（保生支第▲号）。処分庁による承認の条件は、毎月5,000円（ただし

最終月のみ 1,332 円) の令和 7 年 5 月から令和 9 年 8 月までの 28 回分割払いで、本件申請のとおりの内容であった。

オ 令和 7 年 6 月 4 日、審査請求人は、本件処分に関する審査請求書を提出した。

(2) 争点に対する判断

ア 履行延期の処分による分割納付について

施行令第 171 条の 6 第 1 項柱書は、「普通地方公共団体の長は、債権(中略)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。」と規定し、第 1 号で「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」と規定している。

イ 本件処分について

審査請求人は、令和 7 年 4 月 9 日、処分庁の説明を聞き、自ら「分納(履行延期)申請書」を作成して、本件申請をした。

まず、審査請求人は生活保護受給者であり、「債務者が無資力又はこれに近い状態であるとき」に該当するため、戻入額 136,332 円の納付について、履行延期の処分をするとともに、分割して履行期限を定めることができる場合にあたる(施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号)。したがって、分割納付を承認したことそれ自体について違法な点はない。

次に、同項柱書が「適宜」分割して履行期限を定めることを妨げないと規定していることから、毎月 5,000 円の納付額の適否について検討する。保護費として支給されるのが最低限度の生活を維持するのに必要と判断される金額に留まる(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項)としても、「最低限度の生活」は多少の幅があるものであると解される。本件において、2人世帯である審査請求人世帯の令和 7 年 5 月分の最低生活費が月額 174,270 円であることを踏まえると、月額 5,000 円が社会通念上不当な金額であるとはいえない。また、審査請求人から、月額 5,000 円という金額が不当である旨の具体的主張やこれを疎明する資料の提出はなく、毎月 5,000 円の納付により審査請求人の最低限度の生活維持に支障が生じるような事情は見受けられない。そもそも、本件処分における承認の条件である毎月 5,000 円の納付額は、審査請求人の分納(履行延期)申請書記載のとおり金額であり、審査請求人の意向に沿った決

定がなされている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の第10・2・(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない」とされており、収入認定の変更による返納額を収入に反映して最低生活費を算定する運用となっている。これによれば、返納額が収入充当額として計上される結果、被保護者が現に受給する生活保護費の中から過支給分が実質的に返還されることから、本件のように最低生活の維持に必要な生活保護費を用いて過支給となった生活保護費を返還させる場合と同様の結果が生じることが生活保護制度上予定されているといえる。したがって、最低生活の維持に必要な生活保護費を用いて過支給となった生活保護費を返還させることが、生活保護制度に反するものであるともいえない。

よって、処分庁は、施行令第171条の6第1項第1号に基づき本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

なお、戻入額の総額の相当性等については、本件処分ではなく令和7年3月31日付け保護変更決定処分（保生支第▲号）に対する審査請求で争われるべき事項であるため、本件審査請求においては判断を要しない。

(3) 結語

以上から、本件処分に係る処分庁の判断に違法な点はなく、その他本件の事情を総合的に考慮しても、本件処分を不当として取り消すべき事情は見当たらないため、本件審査請求を棄却することが相当である。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和7年6月28日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和7年7月16日	・ 弁明書等の受理
令和7年7月23日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年12月19日	・ 審理手続の終結
令和7年12月25日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和8年1月13日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和8年2月10日	・ 調査審議
令和8年3月10日	・ 調査審議

関係法令等の定め

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
（履行延期の特約等）

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

（第 2 項省略）